

公立保育所における医療的ケアの対応の拡充を 保育・子育て総合支援センター内保育所（4園）で実施（試行実施）します

川崎市では現在、公立保育所において、たんの吸引、経管栄養及び導尿等の医療的ケアに対応しております。

令和8年4月1日から保育・子育て総合支援センター内保育所（4園）において、上記のケアに加え、血糖測定及びインスリンペン型注入器での注射並びに酸素管理に係る医療的ケアへの対応を試行実施します。4園での試行実施により、市内7区での実施に向けた検証を行ってまいります。

1 実施保育所

保育・子育て総合支援センター内保育所 4園

- ・川崎区保育・子育て総合支援センター内 大島保育園（川崎区大島4-17-2）
- ・中原区保育・子育て総合支援センター内 中原保育園（中原区小杉陣屋町2-3-1）
- ・宮前区保育・子育て総合支援センター内 土橋保育園（宮前区土橋2-14-1）
- ・多摩区保育・子育て総合支援センター内 土淵保育園（多摩区生田2-14-5）

2 新たな医療的ケアの開始日

令和8年4月1日から

3 新たに対象となる医療的ケア

- (1) 血糖測定及びインスリンペン型注入器での注射
- (2) 酸素管理（一定の酸素流量で集団保育が可能な場合等）

4 医療的ケアに係る保育所入所の申込方法等

申込方法については、「令和8年度 保育所等・幼稚園・認定こども園 利用案内」を御覧ください。「令和8年度 保育所等・幼稚園・認定こども園 利用案内」は、令和7年9月29日（月）から、各区役所児童家庭課で配布及び川崎市ホームページ上で掲載します。利用案内のページをご確認ください。

▶<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000170045.html>



保育所等・幼稚園・
認定こども園利用案内

【相談先】

- 公立保育所における医療的ケアについての御相談
お住まいの区の「医療的ケアに関するお問合わせ先」（別紙）
- 保育所入所申請についての御相談
お住まいの区の「区役所地域みまもり支援センター児童家庭課」（別紙）

5 その他

入所には一定の要件（他に重篤な症状がなく、主治医から集団での保育が可能と診断されていること等）を満たすことや川崎市保育所入所児童等健康管理委員会での審議等が必要となりますので、必ず事前に、お住まいの区の「医療的ケアに関するお問合わせ先」又は「区役所地域みまもり支援センター児童家庭課」まで御相談ください。

【問合せ先】

川崎市こども未来局保育・子育て推進部
運営支援・人材育成担当 杉山
電話044（200）2685

《医療的ケアに関するお問い合わせ先》

区	お問い合わせ先	電話番号
川崎区	川崎区保育・子育て総合支援センター	044-201-3319
幸区	幸区保育総合支援担当	044-556-6672
中原区	中原区保育・子育て総合支援センター	044-744-3288
高津区	高津区保育総合支援担当	044-861-3372
宮前区	宮前区保育・子育て総合支援センター	044-856-3290
多摩区	多摩区保育・子育て総合支援センター	044-935-3104
麻生区	麻生区保育総合支援担当	044-965-5220

《区役所地域みまもり支援センター児童家庭課》

区	お問い合わせ先	電話番号
川崎区	川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	044-201-3219
幸区	幸区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課	044-556-6688
中原区	中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	044-744-3263
高津区	高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	044-861-3250
宮前区	宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	044-856-3258
多摩区	多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	044-935-3297
麻生区	麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課	044-965-5158